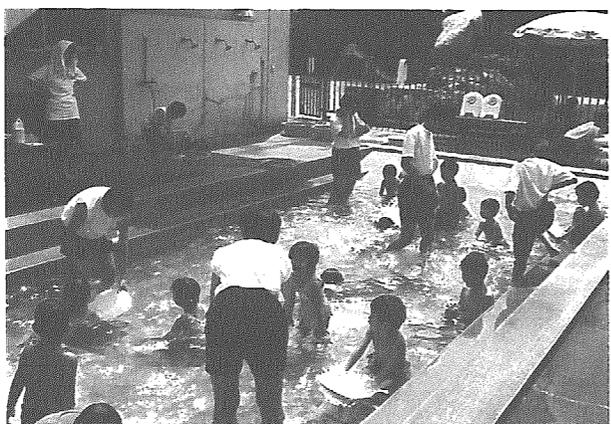




日ごろの感謝の気持ちを込めて
のぎくの家で恒例の夏まつり

7月28日、上町の視覚重複障害者施設「のぎくの家」を会場に、恒例の夏まつりが中学生や婦人会、地域の方、ボランティア団体、企業などたくさんの人たちの協力のもと開催されました。
まつりを通してこの施設の様子を知ってもらい、障害者と地域の人たちとの相互理解を深めてもらうために始められたこのまつりは、今年で12回目。のぎくの家の通所者による歌と楽器演奏、有志による郷土芸能、三味線、腹話術、インド舞踊などが披露されたほか、会場周辺では、通所者が作った魔油石けんや手すきハガキ、古本、生活雑貨、旬の野菜、焼きそばなどが販売され、多くの人たちでにぎわいました。



保育園、警察署、駅、商店などで
中学校2年生が職場体験学習

7月30日から8月1日にわたり、「勉強は机に向かってだけではない、生きた勉強をしよう」をスローガンに、横越中学校の2年生が色々な職場で体験学習をしました。
8月1日の双葉保育園の体験学習には、男子2名、女子5名が参加。造形活動の準備、子どもたちの食事や着替えの手伝いや、「よく誉めてあげるのがコツ」という保育士のアドバイスで子どもたちと一緒に遊んだり、保育園で毎日行われている仕事の補助を一生懸命こなしていました。園児たちも、新しいお兄さん・お姉さんがやってきてとても嬉しがっていました。
保育園のほか、生徒たちはJR亀田駅や南警察署、病院、商店などで職場体験を行いました。

お年寄りの方々に楽しんでもらおうと
横雲の里でにぎやかに納涼祭開催

8月19日、焼山の特別養護老人ホーム「横雲の里」で、納涼祭が開催されました。
祭り提灯に火が灯る中庭では、沢海育成会の子どもたちによる太鼓やサークル寿会の三味線などに合わせて、横越連合婦人会と横越民謡クラブが亀田甚句を大きな人の輪になって披露。入所しているお年寄りや家族の方々は、手拍子を打ちながら踊りを楽しんだり、すいかを食べたり、おしゃべりをして、にぎやかな祭りを堪能しました。
横雲の里では、入所者・通所者に楽しんでもらおうと、このほかにも、お花見会や敬老会、クリスマス会などの催しを行っています。



横越町・美浦村両中学生が交流会
姉妹都市の友情の輪を一層深める

8月21日から22日まで、姉妹都市の茨城県美浦村の中学生17名が当町を訪れ、横越中学校の生徒21名と交流しました。
21日は、北方文化博物館で歓迎セレモニーを行い、手作りの名刺を交換し、ゲームなどを行った後、館内を見学。その後、中学校で生徒たちが協力し合ってハンカチのチューリップ染めに挑戦しました。夜は五頭少年自然の家で両校生徒が野外炊飯を通じて交流を深めました。
22日には、来年サッカーワールドカップが開催されるビッグスワンを見学した後、両校の生徒会活動や課題について意見を交換し、友情の輪を一層深めました。

9月1日から、新規に町内5か所で
ペットボトルを拠点回収します

以前、ペットボトルは、「燃えるごみ」として焼却処理していましたが、ごみの資源化を推進するため、これまで、町内2か所で拠点回収により分別収集を行ってきました。

9月1日より、次の5か所の店舗等からご協力をいただき、ペットボトル専用の回収箱を新設し、定期的に回収することになりました。次のような点に注意して、回収箱に出し、資源の有効活用にご協力をお願いします。

回収場所（町内7か所）



ペットボトルが出せるのは各店舗の営業時間内です。地区の指定はありませんので、買い物物の時などに出してください。

- 新設5か所**
- 五十嵐商店 様 (沢海)
 - 大竹商店 様 (木津2)
 - 坂井商店 様 (二本木2)
 - 小杉コミュニティセンター (小杉)
 - 藤山会館 (藤山)
- 既設2か所**
- ドラッグトップス横越店 様 (茜ヶ丘)
 - チャレンジジャー横越店 様 (中央5)

ペットボトルを出すときの注意点

- ①リサイクルマークがついているものだけを出してください。一見ペットボトルのように見えても、ペットボトルでないものもあります。マークを確認してください。
- ②飲料用、醤油用、酒類用以外に使用されたペットボトルはリサイクルできないので、出さないでください。

リサイクルマークを確認してください



- ③「キャップ」と「ラベル」は、はずして出してください。キャップとラベルは、「燃えるごみ」の日に出してください。
- ④出す前によくすすいで、乾かしてください。
- ⑤なるべくつぶして出してください。
- ⑥分別作業の効率化を図るため、ビニール袋などに入れて持ってくるだけでも、回収箱にはペットボトルだけを入れ、袋は持ち帰ってください。

マナーを守りましょう

資源回収は、みなさんの小さな心配りがもととなって成り立っています。一人でもマナーを守らない人がいると、リサイクルの作業工程などで大きな手間がかかります。マナーをきちんと守り、資源の有効活用にご協力ください。

ごみに関してのお問い合わせは、町民生活課まで。

廃棄物の野焼きは違法です！
稲わらの焼却等も対象です



野焼きは、ダイオキシン類の排出などにより、環境被害をもたらすほか、煙によるぜんそく、のどや目の痛みといったような体への影響を与えたり、洗濯物へ悪臭がついたり、車の通行に支障がでるなどの環境問題となっています。

稲わら等の場合は貴重な有機物資材ですので、秋すき込みによる土壌づくりや、収集による園芸・畜産への利活用を進めましょう。

①野焼きは原則として禁止され、違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金、またはその併科に処せられます。

○対象外のもの

どんと焼き、たき火、キャンブファイヤー等、風俗慣習上または宗教上行われる焼却や日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なものなどについては、野焼き禁止の対象外となります。

○問い合わせ

町民生活課または農政商工課
☎385-2111